

令和5年度 スマートハウス普及促進補助金

この補助金は、地球温暖化防止対策の一環として、家庭での効率的なエネルギー利用の促進により温室効果ガスの削減を図るとともに、自立・分散型エネルギー社会の構築を図ることを目的としています。

【令和5年度受付期間】

申請期間

設置工事着工又は建売住宅引渡しの15日前まで
令和5年4月3日（月）～令和6年3月14日（木）

実績報告 提出期限

完了日から3か月後の末日又は令和6年3月29日（金）の
いずれか早い日

提出方法

環境都市推進課窓口まで持参（本人以外の提出も可）
※郵送不可

※完了日は、システム設置工事に係る支払いが完了した日（領収書の領収日）又は保証書に記載された保証開始日（太陽光発電システムは電気事業者との契約での受給開始日）の中で最も遅い日。

受付時間：土・日・祝日及び12月29日～1月3日を除く8時30分～17時15分
※提出期限が市役所の休みと重なる場合は、その直前の開庁日の受付時間内にご持参ください。

【提出・問い合わせ先】

安城市 環境都市推進課 環境政策係
（市役所北庁舎2階）

TEL：0566-71-2280（直通） FAX：0566-76-1184（代表）

補助対象者

※全てに該当することが必要です。

- ・ 自ら居住する市内の住宅に新たにシステムを購入し設置する又は自らが居住する目的でシステム付建売住宅を購入する
- ・ 実績報告書の提出時に安城市内に居住し住民基本台帳に記録されていて、電気事業者と電灯契約をしている
- ・ 安城市税を滞納していない
- ・ 暴力団員でない
- ・ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない
- ・ 実績報告期限（完了日から3か月後の末日もしくは申請年度の3月31日のいずれか早い方）までに工事・引渡し完了し、そこに居住し、実績報告書類を提出できる

※期限日が市役所の閉庁日の場合は直前の営業日が期限です。

※同一年度において1世帯につき1回限りの申請とします。2世帯住宅等、同一の住所で別世帯として申請する場合、世帯が分かれていることの証明が必要になります。

補助対象システム・補助金額

※安城市の補助金額に、愛知県からの補助金額が含まれています。

・ 一体的導入（太陽光+蓄電池+HEMS）	<u>160,000円</u>
・ 一体的導入（太陽光+充給電+HEMS）	<u>110,000円</u>
・ 家庭用燃料電池システム	<u>50,000円</u>
・ 家庭用リチウムイオン蓄電池システム	<u>100,000円</u>
・ 住宅用次世代自動車充給電システム	<u>50,000円</u>
・ HEMS	<u>10,000円</u>

※補助対象経費（別表参照）が補助金額未満の場合は補助対象となりません。

住宅用太陽光発電システム

※全てに該当することが必要です。

- ・ 発電した電力を自らが居住する住宅で使用するもの
- ・ 電気事業者と契約を締結しているもの
- ・ 住宅の屋根等への設置に適したもので、低圧配電線と逆潮流有りて連系しているもの
- ・ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が1kW以上10kW未満で未使用品。増設等の場合は、既設分を含めて1kW以上10kW未満。
- ・ 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの
- ・ 家庭用リチウムイオン蓄電池システムまたは住宅用次世代自動車充給電システムとHEMSを同時に設置するもの（一体的導入）

家庭用燃料電池システム

※全てに該当することが必要です。

- ・ 愛知県の実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定されたもの
- ・ 未使用品

※対象となる機器は「エネファーム」です。「エコキュート」「エコジョーズ」「エコウィル」などは補助対象外です。

家庭用リチウムイオン蓄電池システム

※全てに該当することが必要です。

- ・ 愛知県の実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定されたもの
- ・ 未使用品
- ・ 一体的導入または実績を報告する時点において下記①、②のいずれかが設置されていること

①住宅用太陽光発電システム

- a. J E T 相当の認証を受けているもの
- b. 発電した電力を自らが居住する住宅で使用するもの

②家庭用燃料電池システム

- a. 愛知県の実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定されたもの

住宅用次世代自動車充電システム

※全てに該当することが必要です。

- ・ 愛知県の実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定されたもの
- ・ 未使用品
- ・ 一体的導入または実績を報告する時点において下記①、②のいずれかが設置されていること

①住宅用太陽光発電システム

- a. J E T 相当の認証を受けているもの
- b. 発電した電力を自らが居住する住宅で使用するもの

②家庭用燃料電池システム

- a. 愛知県の実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定されたもの

- ・ 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車への充電及びそれらから分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの、燃料電池自動車から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもののいずれかに該当するもの

※住宅から車への充電だけでなく、車から住宅へ電力が供給できるものが対象です。

HEMS

※全てに該当することが必要です。

- ・ 愛知県の実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定されたもの
- ・ 未使用品
- ・ 一体的導入または実績を報告する時点において下記①、②のいずれかが設置されていること
 - ①住宅用太陽光発電システム
 - a. JET相当の認証を受けているもの
 - b. 発電した電力を自らが居住する住宅で使用するもの
 - ②家庭用燃料電池システム
 - a. 愛知県の実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定されたもの

ウェブサイトに記載されている補助対象機器一覧を確認の上、ご提出ください。

(ホーム>暮らし>お得な制度>スマートハウス普及促進補助金制度)

一覧に登録のない機器でも、補助対象機器の要件を全て満たすものについては、補助対象となりますが、「家庭用エネルギー管理システム（HEMS）対象要件適合状況報告書」の添付が必要です。

必要書類（補助金交付申請）

※別添の注意事項をご確認ください。

- 交付申請書（様式第1）
- システム設置概要書（様式第2）
- 工事請負契約書（又は注文書と請書）の写し（収入印紙 請負者印・注文者印 お客控）
 - ※システム付建売住宅を購入する場合は売買契約書の写し
 - ※契約書が発行されない場合は見積書の写し（申請者住所・氏名 見積もった会社の社印）
 - ※システムごとの費用を明記。契約書に明記されていない場合は明細書が必要。
- システム設置予定場所の案内図
- 所有者の承諾書 ※借用する住宅に補助対象システムを設置する場合のみ

※市税の滞納状況を確認するため、提出日前1週間以内に納付（口座振替含む）された場合は、納付が確認できるもの（領収書・通帳）をお持ちください。

※自署の場合をのぞき、記載内容を訂正する場合は訂正印が必要です。

認印（シャチハタ不可）をお持ちください。



必要書類（実績報告・補助金交付請求）

※別添の注意事項をご確認ください。

共通

□ 実績報告書（様式第4）

□ 補助金等交付請求書

※指定口座は申請者本人のもの

※申請者の口座番号が確認できるもの（通帳の写し等）をお持ちください。

□ システムの設置費に係る領収書の写し

※システムごとの領収金額がわかるよう明記されたもの

※領収書（控）は不可です

※市税の滞納状況を確認するため、提出日前1週間以内に納付（口座振替含む）された場合は、納付が確認できるもの（領収書・通帳）をお持ちください。

※自署の場合をのぞき、記載内容を訂正する場合は訂正印が必要です。
認印（シャチハタ不可）をお持ちください。

住宅用太陽光発電システム

□ 電気事業者が発行した系統連携日が確認できる書類の写し

□ カラー写真2種

①システム設置住宅等の全景 ②全太陽電池モジュール（パネル）

※写真添付用紙を安城市ホームページに掲載しています。必要な方はお使いください。

※パネルの数が写真で確認できない場合はパネル割付図も添付

□ 出力対比表（パネル製造者作成のもの又は設置業者作成のものとはバーコード表）の写し

家庭用燃料電池システム

□ カラー写真2種

①燃料電池ユニット本体及び貯湯ユニット本体の確認できるもの

② ①の各本体に貼付されている型式・製造番号が確認できるもの

※写真添付用紙を安城市ホームページに掲載しています。必要な方はお使いください。

□ システムの保証書の写し（□発行事業者名 □型式 □製造番号 □保証開始日）

家庭用リチウムイオン蓄電池システム

□ カラー写真2種

①蓄電池本体 ②システムに貼付されている型式及び製造番号が確認できるもの

※写真添付用紙を安城市ホームページに掲載しています。必要な方はお使いください。

□ システムの保証書の写し（発行事業者名 パッケージ型番 製造番号 保証開始日）

※保証書にパッケージ型番が記載されていない場合は、出荷証明書等も必要

□ 一体的導入の場合を除き、下記の太陽光発電システムまたは家庭用燃料電池システムが設置されていることが分かるもの

	同時設置の場合の必要書類	既設の場合の必要書類
太陽光	①電気事業者が発行した系統連携日が確認できる書類の写し または ②JPEA発行の認定証明書の写し または ③太陽光モジュールの保証書の写し、および太陽光発電システムの系統連系に伴う電力会社との契約締結後の書類（「系統連系に係る契約のご案内」等）の写し	①直近の売電明細（「再生可能エネルギー受給電力量のお知らせ」等）の写し または ②JPEA発行の認定証明書の写し
燃料電池	①システムの保証書の写し	①直近の「ガス使用量のお知らせ」等の写し および燃料電池の型式の分かるもの（保証書等）の写し

住宅用次世代自動車充給電システム

□ カラー写真2種

①システム本体 ②本体に貼付されている型式・製造番号が確認できるもの

※写真添付用紙を安城市ホームページに掲載しています。必要な方はお使いください。

□ システムの保証書の写し（発行事業者名 型式 製造番号 保証開始日）

□ 一体的導入の場合を除き、太陽光発電システムまたは家庭用燃料電池システムが設置されていることが分かるもの(家庭用リチウムイオン蓄電池システム参照)

HEMS

□ カラー写真2種

①モニターが起動している状態が確認できるもの（各電力量がわかるモニター画面など）

②システムに貼付されている型式及び製造番号が確認できるもの

※写真添付用紙を安城市ホームページに掲載しています。必要な方はお使いください。

□ システムの保証書の写し（発行事業者名 型式 製造番号 保証開始日）

□ 一体的導入の場合を除き、太陽光発電システムまたは家庭用燃料電池システムが設置されていることが分かるもの（家庭用リチウムイオン蓄電池システム参照）

別表

補助対象システム	補助対象経費	補助金の額
住宅用太陽光発電システム※	太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、インバータ、系統連係保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力計、配線・配管器具の購入及び設置に要する費用	5万円
家庭用燃料電池システム	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、付属品（リモコン、配管カバー、燃料電池システム試運転に係る費用等）、配線（配線器具を含む。）又は配管（配管器具を含む。）の購入及び設置（付随する工事を含む。）に要する費用	5万円
家庭用リチウムイオン蓄電池システム	リチウムイオン蓄電池、電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）で構成されるシステムの購入及び設置に要する費用	10万円
住宅用次世代自動車充電システム	当該補助対象設備の購入及び設置に要する費用	5万円
H E M S	データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測機器、配線（配線器具を含む。）の購入及び設置（付随する工事を含む。）に要する費用	1万円

※住宅用太陽光発電システムは、家庭用リチウムイオン蓄電池又は住宅用次世代自動車充電システム及びHEMSと同時に設置する場合にのみ補助金の交付の対象とする。

補助金受給までの手続き

安城市
環境都市推進課
(北庁舎2階)

① 設置工事着工又は建売住宅引渡しの
15日前までに申請書類を持参する

※ 令和5年4月3日(月)～令和6年3月14日(木)の
市役所が開いている時間内に持参してください。

2週間
程度

② 申請者へ交付決定通知が送付される

変更・中止の場合は変更申請書を持参する
変更申請があった場合は、申請者へ変更承認通知が送付される

申請者

設置工事

※ 必ず決定通知書が手元に届いてから着工し
てください。

設置完了・引渡

※ 決定通知前に着工した場合は補助金交付の
対象となりません。

③ 完了日から3か月後の末日又は
3月29日(金)のいずれか早い日までに
実績報告書類・補助金交付請求書持参

※ 期限までに提出されない場合は、交付決定を取り
消します。期限内の市役所が開いている時間内
に提出してください。

1か月
程度

④ 補助金交付(指定口座に振込み)

※ 振込みに際して市から申請者に通知はありません。

・各種様式のダウンロード、変更・中止に関する取扱いはウェブサイトをご覧ください。

(ホーム>暮らす>お得な制度>スマートハウス普及促進補助金制度)

・書類作成にあたっては、記入例及び注意事項を必ずご確認ください。